



6月 自治協力委員会



令和8年6月3日(水) 午前10時
藤枝市役所西館5階 大会議室

- 1 市長あいさつ
- 2 議題

依頼	資料	地区主催の敬老事業に対する助成金	配布対象	参考書類
	1	提出期限：7月31日(金) 地域包括ケア推進課 ☎643-3225	自治会長 町内会長	運営の手引き P.25

敬老事業を実施する自治会・町内会に対し、地区敬老事業助成金を交付します。交付を希望する自治会・町内会は必要書類の提出をお願いします。

依頼	資料	自治会長グループ懇談会の開催	配布対象	参考書類
	2	協働政策課 ☎643-3189	自治会長	なし

自治会・町内会と市が連携して地域課題の解決に取り組むために、自治会長グループ懇談会を実施します。

情報提供	資料	藤枝市自治会等事務費交付金（前期分）の振り込み	配布対象	参考書類
	3	協働政策課 ☎643-3189	自治会長 町内会長	運営の手引き P.24

自治会・町内会の運営、活動に要する財政負担を軽減するために、前期分の自治会等事務費交付金を振り込みます。

情報提供	資料	高洲ふれあい交流館の利用	配布対象	参考書類
	4	協働政策課 ☎643-3189	自治会長 町内会長	なし

高洲ふれあい交流館の予約方法等の周知をお願いします。

情報提供	資料	消防団員募集	配布対象	参考書類
	5	地域防災課 ☎643-2110	自治会長	運営の手引き P.49

災害対応や火災予防広報活動、消防活動訓練等の各種防災活動に従事していただく消防団員を募集します。

配布物	「第46回藤枝花火大会」ポスター	配布対象	参考書類
		自治会長 町内会長	広報7月号
観光交流政策課 ☎643-3078			

配布物	「特定健診の受診推奨」ポスター	配布対象	参考書類
		自治会長 町内会長	なし
国保年金課 ☎643-3349			

次回、自治協力委員会

7月1日(水) 午前10時～

藤枝市役所 西館5階 大会議室

配布資料を市ホームページに掲載しています。





藤地第263号
令和8年6月3日

自治会長・町内会長 各位

地域包括ケア推進課長

地区主催の敬老事業に対する助成金について（依頼）

本事業では、市内の75歳以上の高齢者を対象に敬老事業を実施する自治会・町内会に対し、地区敬老事業助成金を交付しております。

敬老事業を実施し、地区敬老事業助成金の交付を希望する自治会・町内会は、下記の書類を提出してください。

地区敬老事業助成金の対象者名簿については、7月の自治協力委員会終了後、地域包括ケア推進課窓口で配布又は郵送いたしますので、対象者の確認に御活用ください。

記

- 1 提出書類** 【地区敬老事業を実施する場合のみ提出】※詳細は別紙資料を参照
 - ・地区敬老事業助成金申請書 別紙1
 - ・地区敬老事業実施計画書 別紙2
 - ・振込先通帳のコピー（町内会のみ）※
 - ・対象者名簿（7月に配布・郵送された名簿を返却。）
- 2 提出期限** 7月31日（金）
- 3 提出先** 地域包括ケア推進課（市役所西館1階）、岡部支所、各地区交流センター（藤枝地区交流センターについては、西館（生涯学習センター）を含む。）
- 4 注意事項**
 - ・対象者名簿が不要な自治会・町内会は、6月26日（金）までに下記問合せ先に連絡をお願いします。
 - ・自治会で申請する場合、町内会からの申請は不要です。

※ 振込先が自治会名義の口座であり、協働政策課が振り込む藤枝市自治会等事務費交付金（世帯数に応じ年2回振り込む交付金）の振込先と同じ場合は、通帳のコピーは必要ありません。

【問合せ先】

地域包括ケア推進課（市役所西館1階）

Tel : 054-643-3225 Fax : 054-643-3506

Mail : chiikicare@city.fujieda.lg.jp

令和8年度 地区敬老事業助成金について

市内の 75歳以上の高齢者を対象に敬老事業を実施する自治会・町内会に対し、地区敬老事業助成金を交付します。

助成金の交付を希望する自治会・町内会は、裏面（4）を参考に書類を提出してください。

（1）助成額

○対象者数（上限：対象者名簿に掲載された対象者数）×1,700円

○地区（町内会単位）への支援金

敬老祝賀会を開催する地区に対し、支援金2万円を加算

（2）対象者

令和8年7月1日時点で藤枝市の住民票を有し、本年度満75歳以上になる方
(昭和27年4月1日以前に出生された方)

※市内の一部施設（特別養護老人ホーム・ケアハウス・円月荘）へ入所されている方は、自治会・町内会への助成金の対象者には含まれません。各施設で実施する催しに対して、市から助成金を交付します。

（該当者は対象者名簿の備考欄に「施設敬老事業対象者」と記載します。）

（3）対象者名簿（複写・加工厳禁、要返却）

掲載情報 敬老事業対象者の氏名・住所・年齢

利用目的 地区敬老事業対象者の把握及び申請人数の確認ため

返却期限 申請書類の提出時に返却 7月31日（金）

（利用期間の延長を希望する場合は地域包括ケア推進課へ御連絡ください。）

- ・各自治会長へ7月の自治協力委員会終了後に郵送いたします。希望する自治会長には、対象者名簿を地域包括ケア推進課の窓口にて配布させていただきます。
（葉梨・広幡地区は、地区交流センターへ送付、岡部地区は、岡部支所へ送付します。各施設でお受け取りください。）
- ・対象者名簿は個人情報に掲載されているため、対象者名簿の取扱いには十分御注意いただき、自治会長又は町内会長が適切に管理していただくようお願いいたします。
- ・対象者名簿が不要な自治会・町内会は**6月26日（金）までに**地域包括ケア推進課まで御連絡ください。

※対象者名簿の住所は、市民課への届け出時点の情報であり、施設に入居している場合や、届け出をせずに転居している場合がありますので、御了承ください。

※対象者名簿の町内会が実際の町内会と異なる場合は、地域包括ケア推進課まで御連絡ください。助成金の上限人数を変更し、翌年度以降の対象者名簿に反映します。
(町内会に所属していない方は変更できません。)

(4) 提出書類

①地区敬老事業助成金申請書 (別紙1)

- ・対象者名簿に掲載された方のうち、町内会に所属していない方は申請人数から除外してください。

②地区敬老事業実施計画書

- ・自治会単位で実施する場合は自治会で1部御提出ください。
- ・町内会で実施する場合は町内会ごとに1部御提出ください。
(町内会で実施する場合、自治会による提出は必要ありません。)

③振込先通帳のコピー

- ・通帳の支店名・口座番号・名義人が分かるページのコピーを添付してください。
- ・振込先が自治会名義の口座であり、協働政策課が振り込む藤枝市自治会等事務費交付金(世帯数に応じ年2回振り込む交付金)の振込先と同じ場合は、通帳のコピーは必要ありません。町内会が申請する場合や、敬老事業用の口座への振込を希望する場合は通帳のコピーを御提出ください。

④対象者名簿 (7月の自治協力委員会終了後に配布又は郵送した名簿を返却)

- ・敬老祝賀会の準備や記念品の配付等に名簿が必要な場合は、敬老事業実施後に返却する旨を地域包括ケア推進課まで御連絡ください。

(5) 提出締切

7月31日(金)

(6) 提出先

市役所西館1階 地域包括ケア推進課、岡部支所又は各地区交流センター
(藤枝地区交流センターについては、西館(生涯学習センター)を含みます。)

(7) 助成金の振込日

8月31日(月)

※振込先は助成金申請書に基づきます。申請書が自治会から提出された場合は自治会の口座に、町内会から提出された場合は町内会の口座に振り込みます。

(8) 実績報告

9月の自治協力委員会で様式を配布します。事業終了後1ヶ月以内に御提出願います。
(最終締切日：11月27日(金) 予定)

【問合せ先】

地域包括ケア推進課 地域支援係 (市役所西館1階)

Tel : 054-643-3225

Fax : 054-643-3506

Mail : chiikicare@city.fujieda.lg.jp

令和 8 年度 藤枝市地区敬老事業助成金申請書

藤枝市長 宛□

受付印

地域包括ケア推進課 地域支援係□

電話 643-3225

FAX 643-3506□

MAIL chiikicare@city.fujieda.lg.jp

敬老事業実施のため、助成金の交付を申請します。 令和 年 月 日

自治会・町内会

申請者

対象人数 人 (町内会)

対象人数 人 (町内会)

対象人数 人 (町内会)

対象人数 人 (町内会)

対象人数 人 (町内会)

対象人数 人 (町内会)

対象人数 人 (町内会)

対象人数 人 (町内会)

対象人数 人 (町内会)

令和 8 年度 地区敬老事業実施計画書

年 月 日

【 自治会・町内会 】

実施主体	日時・会場等	実施内容
	(祝賀会/訪問 開催日時)	祝賀会 開催 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	(祝賀会会場)	

◆ 祝賀会を実施する自治会・町内会は下記①，②について御記入ください。

① 市長メッセージ等の送付先

住所	〒
氏名	(役職：)

② 国会議員等への情報提供について

国会議員等から自治会・町内会へ祝電（メッセージ）を送付したいとの問合せをいただく場合があります。

その場合、計画内容とメッセージ送付先（上記住所）を提供してよいか御回答をお願いします。

提供可	・	提供不可	○をつけてください
-----	---	------	-----------

◆ 注意事項

提出書類が全て揃っているか御確認ください。（提出する書類の□にレ点を記入）

【提出書類確認欄】		➡ <input type="checkbox"/> なし(提出済の自治会口座の場合)
<input type="checkbox"/> 地区敬老事業助成金申請書		<input type="checkbox"/> 振込先通帳のコピー
<input type="checkbox"/> 地区敬老事業実施計画書(この用紙)		<input type="checkbox"/> 対象者名簿 (返却)

記入例

令和〇年度 地区敬老事業実施計画書

令和〇年 〇月 〇日

【 〇〇 自治会 (町内会) 】

実施主体	日時・会場等	実施内容
〇〇町内会 申請書の団体名を記入してください。	(祝賀会/訪問 開催日時) 〇月〇日 XX:XX~XX:XX (祝賀会会場) 〇〇町内会館 会場について記入してください。	祝賀会 開催 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ----- 1. 祝賀会 市長メッセージ 来賓祝辞 参加者代表の言葉 2. アトラクション 〇〇太鼓 〇〇による合唱 3. 欠席者について 記念品 (〇〇、△△) 商品券 〇〇円分 を配布

◆ 祝賀会を実施する

① 市長メッセージ等の送付先

住所	〒 000-0000 藤枝市〇〇×丁目×番地×号
氏名	藤枝 太郎 (役職： 町内会長)

② 国会議員等への情報提供について

国会議員等から自治会・町内会へ祝電（メッセージ）を送付したいとの問合せをいただく場合があります。

その場合、計画内容とメッセージ送付先（上記住所）を提供してよいか御回答をお願いします。

提供可

・ 提供不可

〇をつけてください

◆ 注意事項

提出書類が全

名簿は申請書類の提出時に御返却下さい。準備や訪問等で利用期間の延長を希望する場合は地域包括ケア推進課まで御連絡下さい。

【提出書類確認欄】

地区敬老事業助成金申請書

地区敬老事業実施計画書(この用紙)

なし(提出済の自治会口座の場合)

振込先通帳のコピー

対象者名簿 (返却)

記入例

令和〇年度 地区敬老事業実施計画書

令和〇年 〇月 〇日

【 〇〇 自治会 (町内会) 】

実施主体	日時・会場等	実施内容
〇〇町内会 申請書の団体名を記入してください。	(祝賀会/訪問 開催日時) 〇月〇日～〇月△日 訪問日程について記入してください。 (祝賀会/訪問)	祝賀会開催 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし 記念品 (〇〇、△△) 商品券 〇〇円分 を配布 記念品等の内容を具体的に御記入ください。記念品の場合は記念品の内容、祝い金・商品券の場合は金額まで御記入ください。

◆ 祝賀会を実施する自治会・町内会は下記①、

① 市長メッセージ等の送付先

住所	〒
氏名	(役職：)

② 国会議員等への情報提供について

国会議員等から自治会・町内会へ祝電（メッセージ）を送付したいとの問合せをいただく場合があります。

その場合、計画内容とメッセージ送付先（上記住所）を提供してよいか御回答をお願いします。

提供可

・

提供不可

○をつけてください

◆ 注意事項

提出書類が全

名簿は申請書類の提出時に御返却下さい。準備や訪問等で利用期間の延長を希望する場合は地域包括ケア推進課まで御連絡下さい。

【提出書類確認欄】	<input type="checkbox"/> なし(提出済の自治会口座の場合)
<input checked="" type="checkbox"/> 地区敬老事業助成金申請書	<input checked="" type="checkbox"/> 振込先通帳のコピー
<input checked="" type="checkbox"/> 地区敬老事業実施計画書(この用紙)	<input checked="" type="checkbox"/> 対象者名簿 (返却)



藤協第 43 号
令和 8 年 6 月 3 日

自治会長 各位

協働政策課長

自治会長グループ懇談会の開催について（依頼）

本市では、自治会・町内会が中心となり、地域の支え合い・助け合いの活動をはじめとする地域課題の解決に主体的に取り組めるよう、令和 3 年度より、意見交換の場として自治会グループ懇談会を実施しております。

今年度の懇談会について、下記のとおり実施いたしますので、御出席のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 日時・会場
 1. 8月4日（火） 市役所西館5階 第3・4委員会室
【午前の部】午前10時00分から11時30分
【午後の部】午後 1時30分から 3時00分
 2. 8月5日（水） 市役所西館5階 第3・4委員会室
【午前の部】午前10時00分から11時30分
【午後の部】午後 1時30分から 3時00分
※裏面「グループ懇談会名簿（案）」をご確認ください。
- 2 出席者 自治会長（各回13名程度）
市理事、市民協働部長、協働政策課長、協働政策課職員
藤枝市社会福祉協議会職員、市関係課職員（予定）
- 3 内 容 自治会活動における「地区社会福祉協議会（地区社協）」について
- 4 その他
 - ・御都合が悪い場合は、協働政策課へ御連絡ください。
 - ・本年度は、「調査シート」による事前調査は実施しません。
 - ・10月1日（木）の自治協力委員会にて、全グループの内容をとりまとめ、報告します。

【問い合わせ先】協働政策課（市役所東館4階）
〒426-8722 藤枝市岡出山1-11-1
Tel : 054-643-3189 Fax : 054-643-3327
Mail : kyodo@city.fujieda.shizuoka.jp



藤協第44号
令和8年6月3日

自治会長・町内会長 各位

協働政策課長

**藤枝市自治会等事務費交付金（前期分）
の振り込みについて（情報提供）**

このことについて、自治会や町内会の運営、活動に要する財政負担を軽減するための藤枝市自治会等事務費交付金（前期分）を指定口座に振り込みます。ご確認をお願いします。

記

- 1 振 込 日** 前期分（4～9月分）：令和8年 6月22日（月）
後期分（10～3月分）：令和8年10月 7日（水）予定
- 2 算定の内訳** 1世帯当たり1,050円に、令和8年4月1日現在の世帯数を乗じた額の半額（1/2）
※前期及び後期の年2回交付のため。

<@1,050円の算定の内訳>
自治会に関する事務費 町内会に関する事務費 文書取扱事務費
200円 + 630円 + 220円
- 3 交 付 額** 別紙のとおり
- 4 振 込 先** 自治会の口座（5月に提出していただいた通帳コピーの口座）

【問い合わせ先】

協働政策課（市役所東館4階）

Tel : 054-643-3189

Fax : 054-643-3327

Mail : kyodo@city.fujieda.shizuoka.jp

令和8年度 藤枝市自治会等事務費交付金一覧（前期分）

自治会名	町内会名	世帯数	交付金額	(参考)算定の内訳		
				自治会に関する事務費 @200円/2	町内会に関する事務費 @630円/2	文書取扱事務費 @220円/2
瀬戸谷第1		192	100,800	19,200	60,480	21,120
	本郷	192			60,480	21,120
瀬戸谷第2		222	116,550	22,200	69,930	24,420
	たかね	113			35,595	12,430
	中里	109			34,335	11,990
瀬戸谷第3		236	123,900	23,600	74,340	25,960
	滝沢	212			66,780	23,320
	滝ノ谷	24			7,560	2,640
稲葉第1		513	269,325	51,300	161,595	56,430
	堀之内	360			113,400	39,600
	谷稲葉	153			48,195	16,830
稲葉第2		335	175,875	33,500	105,525	36,850
	寺島	162			51,030	17,820
	助宗	93			29,295	10,230
	宮原	80			25,200	8,800
葉梨第1		545	286,125	54,500	171,675	59,950
	北方	146			45,990	16,060
	白藤	205			64,575	22,550
	西方	194			61,110	21,340
葉梨第2		507	266,175	50,700	159,705	55,770
	中ノ合	112			35,280	12,320
	花倉	125			39,375	13,750
	上川	78			24,570	8,580
	横見	90			28,350	9,900
	中田	102			32,130	11,220
葉梨第3		2,083	1,093,575	208,300	656,145	229,130
	上藪田	477			150,255	52,470
	下藪田	593			186,795	65,230
	藤枝サニーヒルズ	110			34,650	12,100
	南清里	75			23,625	8,250
	清里一丁目	298			93,870	32,780
	清里二丁目	404			127,260	44,440
	高田	126			39,690	13,860
葉梨第4		1,207	633,675	120,700	380,205	132,770
	時ヶ谷第1	266			83,790	29,260
	時ヶ谷第2	237			74,655	26,070
	時ヶ谷第3	413			130,095	45,430
	時ヶ谷第4	291			91,665	32,010
広幡第1		1,566	822,150	156,600	493,290	172,260
	水守	785			247,275	86,350
	八幡	154			48,510	16,940
	鬼島	247			77,805	27,170
	上当間	380			119,700	41,800

令和8年度 藤枝市自治会等事務費交付金一覧（前期分）

自治会名	町内会名	世帯数	交付金額	（参考）算定の内訳		
				自治会に関する事務費 @200円/2	町内会に関する事務費 @630円/2	文書取扱事務費 @220円/2
広幡第2		1,091	572,775	109,100	343,665	120,010
	下当間	253			79,695	27,830
	仮宿	424			133,560	46,640
	潮	110			34,650	12,100
	横内	304			95,760	33,440
西益津第1		1,546	811,650	154,600	486,990	170,060
	長楽寺2	220			69,300	24,200
	益津下	196			61,740	21,560
	郡1	270			85,050	29,700
	郡2	420			132,300	46,200
	稲川	440			138,600	48,400
西益津第2		607	318,675	60,700	191,205	66,770
	大手	190			59,850	20,900
	田中一丁目	90			28,350	9,900
	田中二丁目	177			55,755	19,470
	田中三丁目	150			47,250	16,500
西益津第3		885	464,625	88,500	278,775	97,350
	平島第1	408			128,520	44,880
	平島第2	156			49,140	17,160
	平島第3	288			90,720	31,680
	平島第4	33			10,395	3,630
藤枝第1		1,393	731,325	139,300	438,795	153,230
	原第1	162			51,030	17,820
	原第2	206			64,890	22,660
	原第3	321			101,115	35,310
	原第4	126			39,690	13,860
	原第5	328			103,320	36,080
	原第6	250			78,750	27,500
藤枝第2		1,080	567,000	108,000	340,200	118,800
	木町第1	187			58,905	20,570
	木町第2	188			59,220	20,680
	木町第3	190			59,850	20,900
	木町第4	245			77,175	26,950
	木町第5	270			85,050	29,700
藤枝第3		515	270,375	51,500	162,225	56,650
	栄	180			56,700	19,800
	上伝馬	95			29,925	10,450
	小坂	240			75,600	26,400
藤枝第4		290	152,250	29,000	91,350	31,900
	益津	290			91,350	31,900
藤枝第5		527	276,675	52,700	166,005	57,970
	岡出山一丁目	179			56,385	19,690
	岡出山二丁目	180			56,700	19,800
	岡出山三丁目	168			52,920	18,480
藤枝第6		674	353,850	67,400	212,310	74,140
	千才	570			179,550	62,700
	長楽寺1	104			32,760	11,440

令和8年度 藤枝市自治会等事務費交付金一覧（前期分）

自治会名	町内会名	世帯数	交付金額	（参考）算定の内訳		
				自治会に関する事務費 @200円/2	町内会に関する事務費 @630円/2	文書取扱事務費 @220円/2
藤枝第7		456	239,400	45,600	143,640	50,160
	白子	143			45,045	15,730
	下伝馬	155			48,825	17,050
	左車	158			49,770	17,380
藤枝第8		493	258,825	49,300	155,295	54,230
	市部第1	117			36,855	12,870
	市部第2	155			48,825	17,050
	市部第3	221			69,615	24,310
藤枝第9		1,346	706,650	134,600	423,990	148,060
	藤岡一丁目	246			77,490	27,060
	藤岡二丁目	283			89,145	31,130
	藤岡三丁目	283			89,145	31,130
	藤岡四丁目	257			80,955	28,270
	藤岡五丁目	277			87,255	30,470
藤枝第10		762	400,050	76,200	240,030	83,820
	五十海東	481			151,515	52,910
	五十海西	281			88,515	30,910
青島第1		1,730	908,250	173,000	544,950	190,300
	前島上東	293			92,295	32,230
	前島上西	500			157,500	55,000
	前島仲	937			295,155	103,070
青島第2		1,591	835,275	159,100	501,165	175,010
	田沼北	497			156,555	54,670
	田沼中	422			132,930	46,420
	田沼南	672			211,680	73,920
青島第3		1,581	830,025	158,100	498,015	173,910
	日の出町	145			45,675	15,950
	富士見町	111			34,965	12,210
	小石川町	709			223,335	77,990
	東町	360			113,400	39,600
	メゾン・グランツ藤枝	107			33,705	11,770
	マークス・ザ・タワー藤枝	149			46,935	16,390
青島第4		543	285,075	54,300	171,045	59,730
	駅前第1	104			32,760	11,440
	駅前第2	50			15,750	5,500
	駅前第3	97			30,555	10,670
	喜多町	95			29,925	10,450
	ファミリー藤枝	65			20,475	7,150
	サーパス西公園	70			22,050	7,700
	エンブルエバー藤枝駅前	62			19,530	6,820
青島第5		2,010	1,055,250	201,000	633,150	221,100
	駿河台一丁目	99			31,185	10,890
	駿河台二丁目	237			74,655	26,070
	駿河台三・五丁目	208			65,520	22,880
	駿河台団地	54			17,010	5,940
	駿河台西団地	63			19,845	6,930
	メゾン駿河台	127			40,005	13,970
	南駿河台一・二丁目	278			87,570	30,580
	南駿河台三丁目	184			57,960	20,240
	南駿河台四丁目	299			94,185	32,890
	南駿河台五丁目	200			63,000	22,000
	南駿河台六丁目	261			82,215	28,710

令和8年度 藤枝市自治会等事務費交付金一覧（前期分）

自治会名	町内会名	世帯数	交付金額	（参考）算定の内訳		
				自治会に関する事務費 @200円/2	町内会に関する事務費 @630円/2	文書取扱事務費 @220円/2
青島第6		1,121	588,525	112,100	353,115	123,310
	青木北	210			66,150	23,100
	青木西	319			100,485	35,090
	青木東	227			71,505	24,970
	青木南	365			114,975	40,150
青島第7		1,023	537,075	102,300	322,245	112,530
	志太第1	215			67,725	23,650
	志太第2	232			73,080	25,520
	志太第3	268			84,420	29,480
	志太第4	185			58,275	20,350
	志太第5	123			38,745	13,530
青島第8		1,848	970,200	184,800	582,120	203,280
	瀬戸新屋	600			189,000	66,000
	水上	257			80,955	28,270
	南新屋	335			105,525	36,850
	新南新屋	361			113,715	39,710
	芙蓉台	119			37,485	13,090
	緑の丘	126			39,690	13,860
	エンブルクロス藤枝	50			15,750	5,500
青島第9		1,968	1,033,200	196,800	619,920	216,480
	追分	600			189,000	66,000
	追分西	118			37,170	12,980
	青葉町中	750			236,250	82,500
	青葉町南	500			157,500	55,000
青島第10		1,357	712,425	135,700	427,455	149,270
	一里山	94			29,610	10,340
	三軒屋	209			65,835	22,990
	光洋台	380			119,700	41,800
	瀬戸	500			157,500	55,000
	内瀬戸	174			54,810	19,140
青島第11		599	314,475	59,900	188,685	65,890
	青南町上	350			110,250	38,500
	青南町下	249			78,435	27,390
青島第12		1,056	554,400	105,600	332,640	116,160
	瀬古第1	136			42,840	14,960
	瀬古第2	452			142,380	49,720
	瀬古第3	202			63,630	22,220
	ふじみ台	192			60,480	21,120
	県営瀬古団地	74			23,310	8,140
高洲第1		1,243	652,575	124,300	391,545	136,730
	築地	545			171,675	59,950
	築地上	698			219,870	76,780
高洲第2西		990	519,750	99,000	311,850	108,900
	高柳上	720			226,800	79,200
	高柳仁平	270			85,050	29,700
高洲第2北		1,195	627,375	119,500	376,425	131,450
	高柳切島	635			200,025	69,850
	高柳茶屋河原	560			176,400	61,600
高洲第2東		996	522,900	99,600	313,740	109,560
	高柳大淵	287			90,405	31,570
	高柳下	357			112,455	39,270
	高柳巾溝	352			110,880	38,720

令和8年度 藤枝市自治会等事務費交付金一覧（前期分）

自治会名	町内会名	世帯数	交付金額	(参考)算定の内訳		
				自治会に関する事務費 @200円/2	町内会に関する事務費 @630円/2	文書取扱事務費 @220円/2
高洲第3		2,264	1,188,600	226,400	713,160	249,040
	兵太夫南	574			180,810	63,140
	兵太夫中	540			170,100	59,400
	兵太夫北	610			192,150	67,100
	兵太夫下	540			170,100	59,400
高洲第4		1,631	856,275	163,100	513,765	179,410
	兵太夫上第1	448			141,120	49,280
	兵太夫上第2	332			104,580	36,520
	兵太夫上第3	335			105,525	36,850
	兵太夫上第4	133			41,895	14,630
	兵太夫上第5	383			120,645	42,130
高洲第5		731	383,775	73,100	230,265	80,410
	大新島	480			151,200	52,800
	与左衛門	251			79,065	27,610
大洲第1		919	482,475	91,900	289,485	101,090
	大東町西	266			83,790	29,260
	大東町北	235			74,025	25,850
	大東町東	198			62,370	21,780
	大東町南	220			69,300	24,200
大洲第2		466	244,650	46,600	146,790	51,260
	善左衛門下	218			68,670	23,980
	善左衛門上	248			78,120	27,280
大洲第3		1,137	596,925	113,700	358,155	125,070
	弥左衛門	470			148,050	51,700
	泉町	252			79,380	27,720
	忠兵衛	315			99,225	34,650
	青洲団地	100			31,500	11,000
大洲第4		363	190,575	36,300	114,345	39,930
	源助	91			28,665	10,010
	五平	272			85,680	29,920
岡部第1		671	352,275	67,100	211,365	73,810
	横添	113			35,595	12,430
	岡部台	181			57,015	19,910
	川原町	69			21,735	7,590
	岡部	308			97,020	33,880
岡部第2		686	360,150	68,600	216,090	75,460
	内一	256			80,640	28,160
	内二第一	160			50,400	17,600
	内二第二	90			28,350	9,900
	内二第三	180			56,700	19,800
岡部第3		1,266	664,650	126,600	398,790	139,260
	岡部南	104			32,760	11,440
	岡部本郷	118			37,170	12,980
	山東	147			46,305	16,170
	三輪旭ヶ丘	159			50,085	17,490
	三輪やよい	75			23,625	8,250
	三輪	412			129,780	45,320
	オレンジ	192			60,480	21,120
	三輪向原	59			18,585	6,490

令和8年度 藤枝市自治会等事務費交付金一覧（前期分）

自治会名	町内会名	世帯数	交付金額	（参考）算定の内訳		
				自治会に関する 事務費 @200円/2	町内会に関する事務費 @630円/2	文書取扱事務費 @220円/2
岡部第4		360	189,000	36,000	113,400	39,600
	子持坂	73			22,995	8,030
	入野	34			10,710	3,740
	村良	147			46,305	16,170
	桂島	106			33,390	11,660
岡部第5		504	264,600	50,400	158,760	55,440
	羽佐間	80			25,200	8,800
	殿	105			33,075	11,550
	新舟	82			25,830	9,020
	宮島	87			27,405	9,570
	小園	53			16,695	5,830
	青羽根	16			5,040	1,760
	玉取	81			25,515	8,910
合計		50,920	26,733,000	5,092,000	16,039,800	5,601,200



藤協第45号
令和8年6月3日

自治会長・町内会長 各位

協働政策課長

「高洲ふれあい交流館」の利用について（情報提供）

本市では、寄付を受けた民間診療所跡地（旧大井医院）を高洲地区のコミュニティ活動拠点として改修し、令和8年4月より供用を開始しました。

本施設は、高洲地区の自治会・町会会とこども食堂を運営するNPO法人からなる組織が運営し、周辺地域のコミュニティ活動とこども食堂の場として利用しています。試行期間を経て、8月からは他地区の自治会・町内会についてもご利用いただける日を設けることになりました。施設の利用を希望される際は、下記によりお申し出ください。

記

- | | | |
|----------|----------|---|
| 1 施設概要 | (1) 施設名称 | 高洲ふれあい交流館 |
| | (2) 所在地 | 藤枝市高洲41-9 |
| | (3) 構造 | 2階建て鉄骨造
・1階 集会室（地域のふれあいの場）
防災用備蓄品保管庫（災害時の安心設備）
・2階 こども食堂を軸とした居場所（つながりの場）
駐車場（北側・南側）計15台 |
| | (5) 面積 | 敷地面積：711.18㎡、延床面積：416.76㎡ |
| | (6) 運用主体 | 高洲会（自治会、NPO法人まつぼっくり） |
| | 2 他地区利用 | (1) 貸出日 |
| (2) 貸出方法 | | 利用日の前月15日までに市協働政策課へ申請 |
| (3) その他 | | ・自治会、町内会活動の利用に限ります
・鍵の受取などは、利用の際にご案内します |

【問い合わせ先】

協働政策課（市役所東館4階）

Tel : 643-3189 Fax : 643-3327

Mail : kyodo@city.fujieda.shizuoka.jp



藤地防第 45 号
令和 8 年 6 月 3 日

自治会長 各位

藤枝市 総務部危機管理センター
地域防災課長

！！消防団員募集！！～自分たちの街は自分たちで守る～（情報提供）

地域防災の中核的存在として、地域の安全・安心の確保に大きな役割を果たしている消防団員を募集しています。

消防団に興味のある方や入団を希望する方がいましたら、各分団または地域防災課までご連絡をお願いします。

1 対象

- ・市内に居住・通勤・通学している方
- ・18歳以上で健康な方



2 消防団員の仕事

○平常時の活動

- ・消火・防災訓練…火災現場での活動を想定した訓練の実施
- ・救命講習会…応急手当の方法やAEDの使い方などの講習会の実施
- ・防火啓発活動…火災予防運動などの広報活動の実施

○災害時の活動

- ・消火活動…火災現場での消火活動や後方支援などの実施
- ・水防活動…河川の水位の警戒、排水・浸水防止活動の実施
- ・捜索活動…行方不明者の捜索活動の実施

詳しくは、別添の藤枝市消防団員募集チラシをご覧ください。



【問い合わせ先】

地域防災課（市役所東館2階）

担当：海野・杉山

Tel：054-643-2110 Fax：054-645-3050

Mail：bosai@city.fujieda.lg.jp

組回覧



ALL FOR FUJIEDA

～全ては藤枝市の未来のために～



藤枝市消防団員募集

藤枝市消防団入団資格

- 藤枝市に居住・勤務・通学している方
- 年齢18歳以上の健康な方

←詳しくはQRコードを見てね!!



消防団 HP



消防団 PR 動画

お問い合わせ

藤枝市総務部危機管理センター地域防災課

TEL 054-643-2110

藤枝市消防団は「自分たちのまちは自分たちで守る」という志をもって活動に従事しています。

ふだんは自らの仕事を持ちながらも、火災や風水害、地震などが発生したときは、いち早く現場に駆けつけ、活動する頼もしい存在です。

そんな地域の安心・安全のために活動している消防団員を応援する制度があります。



年報酬・出動報酬等

藤枝市消防団条例により年2回、階級別に年報酬が支給され、また災害出動や各種活動の内容・回数に応じて年3回、出動報酬が支給されます。退団時には勤務経験階級と在団年数に応じた退職報奨金が支払われます。

準中型免許補助制度

道路交通法の改正(平成29年3月12日)に伴い、今後入団が見込まれる若い世代が消防団車両を運転するためには、準中型免許の取得が必要となることから、免許取得に係わる経費を補助する制度です。

消防個人年金

- 公的年金を補完(最長70歳まで積立て可能)
- 予定利率1.25%(将来変動する可能性有り)
- 月払、半年払、月払・半年払併用払から選択
- 生命保険控除の対象 など

福祉共済

消防団員及び家族の生活を守るための制度であります。公務外も含め団員が障害等を受けた場合に、一定の援護を行います。なお、障害が消防団員の故意又は重大な過失等による場合は、援護は行われません。

- 入院見舞金
- 障害見舞金
- 死亡または重度障害を受けた場合の援護金等

藤枝市消防団応援の店

加入店舗

マクドナルド藤枝店・岡出山店、
寿し宏、小林製置店、とうめ屋 など



消防団の活動について

消防団は消防組織法に基づき、全国各市町に設置されている消防機関です。自分の仕事と両立しながら、地域防災の担い手として、住民の安心・安全を守る重要な役割があります。

平常時

消火・防災訓練

火災現場での活動を想定した訓練(放水訓練等)を行っています。

救命講習会

応急手当方法や、AEDの使い方などの講習会を行っています。

防火啓発活動

年に数回、火災予防運動の広報活動等減災対策に努めています。

災害時

消火活動

火災発生時には、消火活動、後方支援などの活動を行います。

水防活動

風水害の際には、河川の水位の警戒・排水、浸水防止などを行います。

搜索活動

行方不明者の搜索要請があった際には連携をとり搜索活動を行います。